



令和3年11月1日

担当課	保育こども園課
担当者	児嶋（コジマ）
電話	(073) - 435 - 1064
内線	5270

～待機児童解消に向けて～ 広域入所の受入れについて

本市の現状と課題

- ・待機児童が発生しているため、本市外からの広域入所は受け入れていなかった。
- ・待機児童の発生要因として、保育室等の整備（ハード面）や保育士等の人材不足（ソフト面）が考えられる。
- ・ハード面の整備を行っても、人材確保ができなければ待機児童の解消とならない。

待機児童解消に向けた対応

市外からの保育士・保育教諭確保のため、市内の認可保育所、認定こども園で勤務する市外在住の保育士・保育教諭の保育が必要な子ども等について、本市内の認可保育所、認定こども園で受入れが可能な場合は、広域入所の受入れを行うこととします。

1 受入れ可能となる子ども

和歌山市内の認可保育所、認定こども園で勤務する、市外在住の保育士・保育教諭の保育が必要な子ども。なお、3歳以上の保育が必要な子どもについては、保育士・保育教諭の子どもでなくとも、広域入所の受入れを可能とします。この場合、入所の利用調整については、本市在住の子どもを優先します。

2 入所開始時期

令和4年4月1日以降の入所から

3 広域入所の申込み方法等

- ① 市外在住の保護者が、住所地の自治体へ入所申込み（本市内の希望園等を記載）。
また、保護者は和歌山市へ、広域入所の受入れと入所希望日、希望園への入所が可能か等の問い合わせを行います。
- ② 住所地自治体から和歌山市へ、保育の委託の依頼（受入れの依頼）
- ③ 和歌山市から（利用調整を行った上で）住所地自治体へ、保育の受諾の通知（受入れの通知）
- ④ 住所地自治体から保護者へ、入所決定の通知
※保育料の決定は、住所地自治体が行い、保護者に通知します。

※広域入所とは、保育を必要とする子どもがその住所地以外の自治体の認可保育所、認定こども園に入所を希望する場合、自治体間で保育の受委託を行うことで、希望する認可保育所、認定こども園への入所を可能とするもの。